

利用者みなさまへ

愛知県からのお知らせ

介護保険が変わります。

在宅と施設の利用者負担を公平にしていくために

平成17年10月から
施設を利用している方の

食費 や **居住費** が

原則として

全額自己負担

になります。



なぜ施設利用で食費や居住費の負担を求めるのか？

在宅サービスを利用している方は食費や居住費（家賃や光熱水費など）を自分で負担していますが、施設に入所している方は食費の一部や居住費が介護保険から給付されています。そこで、今回の制度見直しで、公平性の観点からこのような在宅で生活する方と施設に入所する方との負担の差が是正されます。

利用者負担となるもの

利用するサービスが

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護療養型医療施設（療養病床等）
- 短期入所介護（ショートステイ）

の場合

現行 = 介護サービス費の1割+日常生活費+食事代の一部

改正後 = 介護サービス費の1割+日常生活費+ **食事代の全部** + **居住費の全部**

利用するサービスが

- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）

の場合

現行 = 介護サービス費の1割+日常生活費+食事代の一部

改正後 = 介護サービス費の1割+日常生活費+ **食事代の全部**